

日本における地域の居場所とドイツの多世代の家の比較 多様な活動の全貌を整理する試み

COMPARING COMMUNITY PLACES IN JAPAN AND MULTIGENERATIONAL HOUSES IN GERMANY

An attempt to organize and grasp the overall picture of diverse activities

○山田あすか^{*1}, 根元貴代^{*2}

YAMADA Asuka and NEMOTO Takayo

The activities that can be collectively called “community places (CP)” are diverse and require a bird's-eye view to understand the whole picture. This paper attempts to organize that by comparing the Japanese CPs and the German Merhgenerationenhaus (MGH). The Japanese CPs are classified according to the presence of parent organization and public support, as follows: ACSW: Added Common Space to Welfare-facilities, POCS: Privately Owned Common Space, CHPS: Community Hub with Public Support, PMSP: Privately Owned Common Space, and POCS: Community Hub with Public Support. POCS: Privately Owned Common Space, CHPS: Community Hub with Public Support, and PMSP: Privately Managed Social Place. This classification was used as a reference to organize MGHs in Germany.

Keywords : Community Place, Multi-generational House (Merhgenerationenhaus),

Privately Owned Community Place, Self-care, Self-governance

地域の居場所, 多世代の家, 住み開き, セルフケア, 自治

1. 研究の背景と目的

1.1 研究の背景

“小さな政府”化の一側面である「新しい公共」の拡大と共に、いわゆる地域の居場所づくりや地域団体の活動拠点づくり、また民間の場所が地域に開かれる住み開き等の事例が増加している¹。こうした動きは日本国内だけでなく、イタリア²、ドイツ³、アメリカ⁴など欧米諸国でも同様に見られる。このような場所は、厚生労働省が推進する地域共生社会⁵の実現に寄与することも期待され、時には人口縮退の時代の地域の持続性ないし生活関連機能の集約に伴う人口移動の誘因要素となる可能性もある⁶。また、高齢者の社会参加や病・障害への寄り添い、あるいは何らかの困難を抱えるケースを含む児童・青少年の居場所づくりなど、主観的健康観を重視したポジティブ・ヘルス⁷や関係性のもとでの相互ケアを期待する社会的処方⁸の観点から心身及び社会的健康の維持向上をテーマにした場所もある。

これらの場所を「地域の居場所」と総称すると、その拡がりには多様であり、数多くの事例の位置づけや特徴を理解するためには全貌の俯瞰的整理とマッピングが必要である。そこで本稿では、日本とドイツの「多世代の家 Merhgenerationenhaus」の事例を比較しつつ、全体像としてのこれら「地域の居場所」の整理を試みる。日本国内では多様な制度・担い手がそれぞれの活動を展開しており一つの傘の元にこれらを捉える軸は存在しないが、ドイツでは2006年から始まった連邦プログラム「多世代の家」によってもともとあった地域の公共的活動がその多様性を維持しながら多世代型へと誘導された経緯がある³。この違いも比較することでそれぞれの特徴を考察しつつ、全体像の整理に繋げる意図である。

2. 調査概要

ドイツ「多世代の家」の事例と制度他は、2023年10月及び2024年9月に行った現地調査、並びにドイ

* 1 東京電機大学未来科学部建築学科 教授・博士（工学）

* 2 講師、ヨーロッパホームケア 修士（教育）

*1 Professor, Dept. of Architecture, School of Science and Technology for Future Life, Tokyo Denki Univ., Dr.Eng.

*2 Lecturer, European homecare

ツ家族省担当者へのヒアリング、提供資料による。日本国内の事例については、地域施設計画研究シンポジウム 計画事例部門掲載の事例を中心に、内容整理と共に該当する事例をピックアップして示す。

■ドイツ多世代の家調査（旧東ドイツ～旧西ドイツまで全土に渡り）

2023 年 10 月：ライプツィヒ、ニュルンベルク、フランクフルトを起点として計 9 事例

2024 年 9 月：ベルリン、ハンブルク、ブレーメン、デュッセルドルフを起点として計 14 事例

*運営主体、プログラム内容（各団体のテーマ：移民支援、こども支援、高齢者支援、女性支援、貧困支援、地域の維持と活性化等）が多様であり、なるべく多くのパターンを網羅するように事例を選定した

■日本の「地域の居場所」事例整理（図2）

設定した軸によるカテゴライズに基づき、「地域施設計画研究」において設計・計画事例部門が拡大された2022-2024 年掲載事例を中心に、該当事例を収集して例示した。

3. 補助金・公的制度利用の有無と本業に着目した整理

居場所・交流機能としての役割を期待される公的施設（地域公共施設）には、公民館（交流館や生涯学習センターなど、自治体ごとに呼称が異なるが、ここでは社会教育法に基づいて設置されるもの^{注1)}）、コミュニティ・センター、図書館、児童館、青少年会館などがある。

これに対し、居場所・交流機能を有するが公的施設ではない、民間団体が設置や運営をしている「地域の居場所」も多数存在する。その多様性に鑑み、「地域の居場所」としての事業（場所の提供・運営）を、補助金や公的制度のもとに行っているか否かと、本業を別に持っているかに着目して整理して図1に示した。地域の居場所本業が福祉事業であるかどうかをさらに分けている理由は、社会福祉法人は義務として地域貢献を行うこととされているため、居場所・交流事業が社会福

祉法人の本業の一環ないしそれに付随する責務とも位置づけることができるためである^{注2)}。

この補助金・公的制度利用の有無と本業の組み合わせにより、以下のように分類し、名づけた。またここでは、滞在・交流の機能に供される具体的な場所を「コモンスペース」と呼ぶこととする^{注3)}。また、民間団体が運営する広義でのコミュニティスペース（何らかのコミュニティ＝興味関心を一にする、互助関係にある人々が利用する）には営利目的のものもあるため、コモンスペースやその一部を（条件つきであっても）無料で使えることを「地域の居場所」と見なす条件とした。

①付加型（ACSW）：Added Common Space to Welfare-facilities、福祉事業を本業とする。福祉施設／福祉事業を実施する場所にコモンスペースを付加的に置く、または事業所の一部をコモンスペースとして開かれた運用をする

②開供型（POCS）：Privately Owned Common Space、本業をもつ私企業などがその事業場所の一部をコモンスペースとして供する。自宅やオフィスを使いながらその一部を地域（などの特定コミュニティ）の利用に供する「住み開き」はこれに類する

③委託型（CHPS）：Community Hub with Public Support、自治体からの委託等を受けて、公的事業としてコモンスペースをNPO団体や地域団体等の民間事業者が運営する

④社会型（PMSP）：Privately Managed Social Place、必ずしも営利目的でなく、独自の社会的活動、生業として地域の居場所づくりを行う。補助金によらないコミュニティ・ビジネスとしての居場所・交流事業などはここに類する

ただし、運営事業費の一部に対して財団法人等の民間団体から補助金や協賛・寄付を得るなどで、この線引きの間にグラデーション状態が存在しうることには留意が必要である。これは、公的（フォーマル）事業として各事業ごとの採算・決算を明確に行う必要のないイ

本業以外の社会貢献事業や私的な活動によるコミュニティのための滞在・交流スペース設置の取組	居場所・交流事業としての公的補助、事業委託		居場所・交流機能としての役割を期待される公的施設・地域公共施設	①付加型 ACSW：Added Common Space to Welfare-facilities、福祉施設／福祉事業を実施する場所にコモンスペースを付加的に置く、または事業所の一部をコモンスペースとして開かれた運用をする
	なし（独自事業）	あり		
本業と事業とする	福祉事業	①ACSW	福祉施設と併設	②開供型 POCS：Privately Owned Common Space、私企業などがその事業場所の一部をコモンスペースとして供する。「住み開き」はこれに類する
	その他事業	③POCS	②CHPS	
	なし（単独の事業*1）	④PMSP	⑤	③委託型 CHPS：Community Hub with Public Support、自治体からの委託等を受けて、公的事業としてコモンスペースをNPO団体や地域団体等の民間事業者が運営する
*1 ただし、別事業で雇用されている人的資源が提供されている場合や（雇用関係が別に発生している）、場所が提供されている場合（家賃が無償または周辺相場に比べて安価であるなど）がある				④社会型 PMSP：Privately Managed Social Place、必ずしも営利目的でなく、独自の社会的活動、生業として地域の居場所づくりを行う。補助金によらないコミュニティ・ビジネスとしての居場所・交流事業などはここに類する
*2 児童館はそれ自体が児童福祉法に基づく福祉施設。コミュニティセンター等、自治体ごとに設置形態が異なる				⑤公共事業ではなくある住民集団のためのコモンズとしての居場所・交流施設。例えば「町内会館」や「善隣館」、団地の集客室等

図1 補助金・公的制度利用の有無と本業に着目した整理

ンフォーマル事業ならではの特性であり、柔軟な運営や実験的取組の土壌ともなる重要な一側面である。

4. 日本の「地域の居場所」の具体的事例

前章の整理をもとに、さらにドイツ「多世代の家」との比較を想定して事業の対象が多世代（例えばこども・子育て世代・高齢者、など少なくとも3世代）であるかにも注目し、収集された事例を整理して図2に例示する。

4.1 具体的事例に見る「地域の居場所」成立の多様性

それぞれの事業を成立させている方法が異なる事例を独自の基準で横断的に捉えるアプローチであるため、ピックアップ対象に明確な枠組みを設定することができない（例えば何かの公的リストの全数調査などではない）。このためピックアップされた数字に何かの統計的傾向を見いだすものではないが、結果的に、福祉事業以外の本業とする事業をもち、居場所・交流事業としての公的補助や事業委託によらない②開供型（POCS）の事例が比較的多く抽出された。民間事業を基盤にした地域貢献や公共の福祉に供する活動の拡がりを確認できる。なお、①付加型（ACSW）は福祉事業において地域公益事業^{注2}が実施される際には主にこの類型に該当するためむしろ一般的であり、実際には非常に多くの該当例がある^{注4}。

①付加型（ACSW）、②開供型（POCS）では、「主たる事業」がありそちらで生計が立つことで、必ずしも収益が上がったり独立で採算が取れることがなくとも、開かれた場所を付加的に持つこと、あるいは自らが有する場所を無償で開く^{注5}ことができる。また、③委託型では、他の事業の有無によらず、委託により居場所・交流事業が成立している状態で、本業がない場合は運営が不安定な状況または参加者・運営者らの持ち出しによる小規模な運営様態となることが想定される。④社会型（PMSP）では、居場所・交流事業が生業となるようビジネスモデルが開発されている点に特徴がある。ただし、（法人や運営者が同じである等で関連のある）別の事業で雇用されている人的資源が提供されている場合や（雇用関係が当該事業とは別に発生し賃金が支払われているため、当該事業では人件費が無償か非常に安価となる）、場所が提供されている場合（家賃が無償または周辺相場に比べて安価であるなど）がある。

4.2 今後の展望

今後の展望として、福祉法人の地域公益事業としての居場所・交流事業の実施は、法人の安定的利用者確

保につながる地域内知名度向上や地域との人脈・関係づくり、ボランティアの確保などにおいて有効であることが期待されることもあり、定着・拡大していくと想定される。また、私企業などによる「住み開き」の一形態でも②開供型（POPS）も、人口減少やオンライン就労等の拡大により床余り現象＝余裕面積の拡大が予想されることから、その余裕面積を使った企業CSRや社会活動によるブランディング・知名度の向上に結びつける動きは一定の定着・拡大が見込まれる。

さらに、③委託型（CHPS）については小さな政府・民間活力推進の流れとともに住民自治の推進による生きがい創出・健康寿命の促進・社会的処方的一端などの観点からの有効性の確認により、各地に広がっていくことが期待される。これは、藤沢市「地域の縁側」事業¹³⁾や、稲城市、よこはまシニアボランティアポイント事業¹⁴⁾（2009年開始）での取組やその検証等によるポジティブ・ヘルスやプロダクティブ・エイジングへの効果確認¹⁵⁻¹⁷⁾を踏まえ、導入が推奨されているものでもある。また、ボランティアによる介護や社会活動への参画は、介護に関わる人材には必ずしも高度な専門性は必要なく、裾野を広げて参画を呼び込まなければならないとする介護人材の富士山型確保¹⁹⁾の観点からも期待されている。③委託型（CHPS）は、地域密着・分散・ニーズと担い手に追従して実施場所を随時整備（または既存の場所の利用）・住民主体の自主的グループに対する事業補助という観点から相性が良く、受け皿になりやすい。また、重層的支援体制整備事業²⁰⁾での拠点整備を①付加型（ACSW）だけでなく③委託型（CHPS）により進めている自治体もあり（図2中の松戸市など）、こうした拡大も想定される。

④社会型（PMSP）については、例えばオールド・ニュータウンにおける住民自らの居場所づくりにおいて注目された住民主体のコミュニティカフェやランドリーカフェなど、居場所づくりそれ自体をコミュニティビジネスとして実施し、まちづくりやテーマ型コミュニティづくりなどに発展させていく事例は今後とも注目される。

5. ドイツ「多世代の家」のしくみと具体的事例

5.1 ドイツ「多世代の家」の概要

ドイツ「多世代の家 Merhgenerationenhaus」は、2006年から始まった連邦プログラム^{注6)}で、2024年度時点では538の事例がある。主に新築・団体新設ではなく既存建物・施設や既存の組織のネットワークを生

		[地域・居場所]	
①付加型 ACSW : Added Common Space to Welfare-facilities		②委託型 CHPS : Community Hub with Public Support	③開供型 POCS : Privately Owned Common Space
①ACSW_1:ソナタリユ(障害者GH、放課後等デイサービス、就労支援事業所としてのレストラン・フィットネスジム・入浴施設、カフェ、遊び広場の複合施設)  ①ACSW_2:えんがお(地域住民が自由に利用できるコミュニティスペース、高齢者デイ、中高生・学生の学習スペース(不登校支援、高校生の地域活動)、障害者GHと就労支援の分散型複合施設群) ①ACSW_3:春日台センター(認知症高齢者GH、小規模多機能、放課後等デイ、就労支援事業所としてのレンタルオフィス・洗濯代行・コインランドリー・軽食製造販売の複合施設) ①ACSW_4:ヨリドコ小野路宿(訪問看護事業所カフェとコミュニティスペース、畑や竹林など地域活動拠点、まちの本棚を併設。地域の児童らの活動場所や作品ギャラリーにも) ⑤藤沢市「地域の縁側」(市の事業として、運営補助費を得て市民自らが作る居場所事業。特定の場所を持たず公民館利用等によるイベント(機会)型、住み開きなどにより独自の固定的な拠点をもちものなど多様。事業の目的として多世代型であることが認定の条件となっていないが、活動テーマがそれぞれの団体により多様であるため全体としては多世代をサービス対象としている)		②CHPS_1:まつとDEつながるステーション(市民参加型で人や地域とのつながりを誘発し孤立予防を旨とする取組で、創設のための準備活動を行っている。現在はまだ固定の場所をもたない機会型) ②CHPS_2:ふらっとなんふ(多世代・多機能型交流拠点事業)(マルシェ等での世代間交流、子ども・高齢者・子育て世代向け支援・住民参加促進による地域組織力育成) ②CHPS_3:まちライブラリ②南町田グランベリーパーク(大規模ショッピングセンターに併設されたまちライブラリで、市の図書館機能の一部を担う事業として委託を受けて運営。また、子育て支援施設が同じ建物内に併設) ②CHPS_4:ゆりラボ(町の健康増進事業の一貫として委託により活動するコミュニティナース保健室や子育てイベントを行うコミュニティスペースで、法人事務所でもある)	③POCS_1:JOCA大阪(地域住民が自由に利用できる「セルフカフェ」機能をもつ場所。開設後、2階で子ども第三の居場所事業を行っており一部②CHPSに該当)  ③POCS_2:サンノハチ(民家を改修した小規模商店に貸しスペース・宿泊スペース・サウナ・キッチン併設。有志の看護師らが保健室事業、健康相談事業を実施。発達に不安のある子どもや親子を対象とした遊び支援も実施)  ③POCS_3:まんまとちぎ(開発後30年が経った新興住宅地に開設されたオーガニックの8戸建が地域の居場所やボランティア拠点、遊び場所を併設したもの)
④社会型 PMSP : Privately Managed Social Place			
④PMSP_1:ココノバ(閉鎖した診療所の改修による地域住民が自由に利用できるコミュニティスペース、ボックスショップ、コワーキングスペース、テイクアウト型飲食店の複合施設)  ③PMPS_2:だいかい文庫(総合診療医からのグループが営む私設図書館・書店)  ③PMPS_3:福祉舎(ニュータウンの下駄履き商店街空き店舗活用コミュニティレストラン) *文献2で紹介されたイタリアの「地区の家」は母体となる福祉事業をもたず(※①)、地域にコミュニティスペースをつくること自体を目的に各種事業を興したことからPMSPに相当)		④PMSP_4:マジーズ東京(がんに影響を受けた人を対象とした。相談事業やピアサポート活動の場所) 	

図2 日本の「地域の居場所」の事例

かしそれらに付加的な機能を付与することで、従前のような対象者を（例えば高齢者、こども、移民のように）限定する施設形態ではなく、全ての世代が交流できるサービスを組み立てること、自治体と協働した地域づくりの一環として行うことを条件に開始された。端的には、既存の社会的活動・公共の福祉に資する事業の多機能化による、世代間の交流や市民の社会参画の促進を目的としたコミュニティ・ハウスである。設置状況の概要についてのドイツ BMFSFJ（des Bundesministeriums für Familie, Senioren, Frauen und Jugend：連邦家族・高齢者・女性・青少年省、以下「家族省」）提供資料のうち、分布と担い手、立地地域の状況等を図3に示す。

1) 設置概況

同一制度の元であるが担い手（運営者、運営組織）は多様であり、基礎自治体、有限会社、宗教法人、e.V.（イーファウ、登録された社団法人）、NGOと多岐にわたる。市（基礎自治体）が運営する事例は19.1%で、民営の方が多い。また、人口集積地から過疎地域まで分布している。カバー率（多世代の家がある自治体の割合）は89%（355自治体）で、残る11%（45自治体）には設置されていない。今後設置されていない自治体にまんべんなく設置を促すといった方針は担当者レベルでは共有していないが、国会では各自治体に1以上の多世代の家があった方がよい、との議題は示されている。

2) 設置基準と評価基準

連邦政府の当該事業担当者（家族および市民社会事務局（BAFzA））らへのインタビュー調査及び多世代の家事業報告・説明書^{注7）}設置基準等を整理し、表1に示

す。多世代の家（MGH）の認可の基準は空間的には小規模で、多くの規定があるわけではなく、最低2室と合計で60㎡以上の面積、最低1室のオープン・トレフ（開放的な集いの場）があり週20時間以上開かれていること、等が定められている。

5.2 「多世代の家」の運営-事業の位置づけの多様性

家族省提供資料及び現地調査による多世代の家の運

表1 「多世代の家」の設置基準と評価基準（翻訳責：根元をもとに山田編集）

形式的基準（不合格の場合、関心表明手続き（IBV）での失格）
・物理的要件：提供するサービスとオープンな交流のために最低でも2部屋（相談室やオフィスを含む）、合計で60㎡以上のスペース。 - 屋外エリアがあることやバリアフリーも望ましいが、必須ではない。 - 多くの人々にとって徒歩または公共交通機関で容易にアクセスできることが望ましい。場所や建物についての具体的な要件はない - 開所時間：“Der Offene Treff”= オープントレフ（開放的な集いの場）が週に少なくとも20時間開かれており、常勤またはボランティアで少なくとも1人のスタッフが常駐していること。 *この「オープントレフ」は室（空間）であり、場（活動の内容そのもの）でもある。ドイツ語のTreffは名詞（集会の空間、集まり）と動詞（集まる）のいずれとしても扱われ、オープントレフ（部屋）をもつこと（=名詞）、という記述や、オープントレフ（場、活動）を開催すること（=動詞）という記述がある ・インフラ要件：自由にアクセス可能で無料のインターネット接続と少なくとも1台の端末（ラップトップ、PC、タブレット、スマートフォンなど）、トイレ。 ・人材要件：適任な専門性のあるコーディネーター - MGH（の事業の担当として）少なくとも1人の常勤職員が働いていること - MGHの運営を長期間ボランティアのみで行うことは認められていない - スタッフの資格に関しては特に規定はない。多くのMGHは既存の施設（事業体）からの発展により、各母体事業のテーマや専門性に基づく既存のスタッフがMGH事業を牽引することが多い ・自治体の確認書： - MGHが属する（連携する）自治体が毎年1万ユーロの追加資金を提供すること。 - 共同資金は（部分的に）物的支援として提供することも可能
*連邦政府からの資金は毎年4万ユーロ（規模によらず一律）で、マッチングファンド方式により合計5万ユーロが基本の資金となる。自治体やEU、関連団体等から他に事業を受けて複合的な資金により運営されるMGHもある（複合的に資金を受けることや事業を実施することを禁じていない）。 - MGHを高齢化社会や地域社会の計画に組み込むことを市町村の決議として決定すること。MGHが人口変動の管理や地域社会計画に含まれること、および市民の参加と発展機会の問題に関わることを確認する。
内容に関する評価（以下の質問を含む要素の確認によって実施）
1. 活動地域のニーズや既存のサービス、運営者が説得力を持って示されているか？ 2. コンセプトは説得力があるか（特に自治体との協力に関して）？ 3. 提案されたサービスはニーズやターゲットグループに適しているか？ 4. 連邦プログラムの横断的目標を理解し、適切な対策で実施しているか？
応募資格（運営団体としての資格）
ドイツ国内の基礎自治体および非営利の民間法人（例：e.V.）に限る

家族省提供資料（設置・運営ガイドライン）より抜粋して編集。*部分は追記した注釈

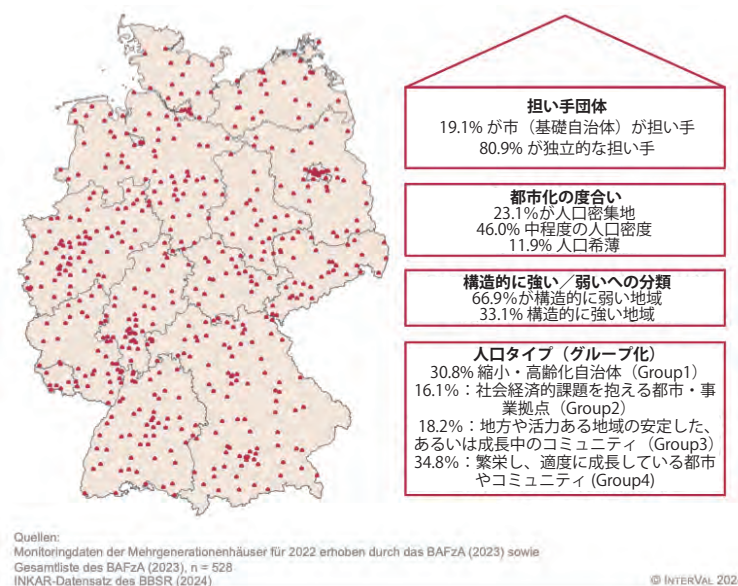


図3 ドイツ「多世代の家」の概要（翻訳責：山田）

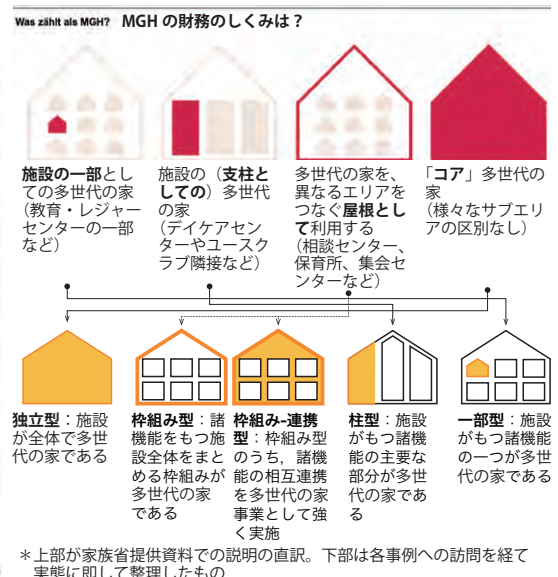


図4 「多世代の家」の運営タイプ（翻訳責：山田）

営にかかる事業複合、事業の位置づけのタイプを図4に示す。多世代の家事業が行われている施設において、多世代の家事業のみを行っているケースから、他の事業と複合的に実施されているケースまで、様々な運営が内包されている。

- ①独立型：単独で実施されている多世代の家（ある建物の全体をすべて利用しているという意味ではなく、事業の位置づけについての分類。建物の一部である場合を含む）
- ②枠組み型：諸機能（複数の事業）を持つ施設全体をまとめる枠組みとしての多世代の家（空間のあり方例では、施設全体で共有されるロビー・リビング的空間がオープントレフであるなど）
- ③枠組み-連携型：枠組み型のうち、諸機能の相互連携を多世代の家事業として強く位置づけている
- ④柱型：施設がもつ諸機能の主要な部分が多世代の家
- ⑤一部型：機能複合された施設がもつ諸機能の一つが多世代の家

なお、日本の「地域の居場所」と比較して位置づけると、多世代の家の事例は何らかの事業を下敷きにしているか否かによらず事業運営補助金が一律で設定されているため、福祉事業を本体とする①付加型（ACSW）または③委託型（CHPS）に該当する。付加型に分類される事例の中には、④社会型（PMSP）として運営されていた活動をもとに多世代の家事業が付加された例もある。

5.3 「多世代の家」の事業内容

多世代の家の活動テーマは多様である。助成ガイドラインより、設定された横断的課題（共通の課題）と、選択可能な活動テーマを取り出して整理し、図5に示す。多世代の関係づくりを軸に、市民の参加を促し自発的な関与を促すこと、そのために既存のアクターを巻き込みそのハブとなって地域固有の課題解決に向かう関係性をつくっていくことが多世代の家全体で共有されるべき課題として示されている。つまり、地域に暮らす人々の困りごとを直接解決するための場所というよりも、解決に至るための関係性や活動の土壌、市民社会への参加の構造をつくり出す場所であることこそが多世代の家の価値である。

各地域のリソースや課題に応じて、それぞれの多世代の家が設定する活動分野やその重み付けは、自治体との協議の上で自由に設定できるとされている。例えば家庭と就労や介護の両立、高齢者の自立生活、若者支援、移民・難民支援など人に属する課題から、民主主義の

促進や環境持続可能性の向上といった社会課題への対応まで、多岐にわたる。

5.4 「多世代の家」の具体的事例

2023-2024年調査での現地見学先を、先の類型に基づいて整理し図6に示す。これを付加型／委託型の分類によってまとめると図7の通りである。なお、多世代の家事業としては独立型であるが、母体法人とそちらとの連携があり法人全体の活動としては多世代の家事業は柱であったり事業群の一部である場合もある。

「既存の組織や建物を活かして多世代の交流の場をつくる」という当初コンセプトに基づけば、例えば高齢者施設等の既存福祉事業に高齢者以外を対象とする事

連邦多世代の家 第4次プログラム「共に－お互いに」の目標：多世代の家の助けを借りて、ドイツに住むすべての人々にとって良好な発展のチャンスと公平な参加の機会を提供し、ドイツ全土のすべての地域で等価でより良い生活条件を創造すること

横断的課題：多世代の家プログラムの実施にあたり一貫して考慮されるべきことから

1) 世代をつなぐ すべての世代に開かれた交流の場として、年齢別にサービスを提供するだけでなく、すべての家庭が世代間で協働し、家族外の異なる世代の人との出会いや交流を促進し、世代間の関係をつくり、強化する	2) 参加を促す アクセスしやすく関わりを誘発する社会空間として、人々の社会生活、コミュニティ（社会的共同体）、関わりある地域や自治体での政治的意思形成や決定過程（活動的な条件形成）への参加を強化する	3) 自発的な関与を支援し、育てる すべての世代の人々が自分の興味や能力に応じて参加できるよう、自発的な関与を可能にし、支援し、強化する。持続可能でより良い自発的な関与の構造を作り出すことに貢献する	4) 社会空間指向 自治体との密接な調整によって活動や立地を自ら定め、既存の行政、経済、市民社会の関連アクターと協力し、それらの連結役となり、ニーズと潜在力を引き出して多様な地域課題に対する適切な解決策を共同で策定する
---	---	--	--

活動分野：自治体との緊密な調整を通じて、活動する地域のリソース及びニーズに応じ、それぞれの地域に固有の多様な課題に対して適切な解決策を策定するため、活動やその重み付けは自由に設定できる

・家庭と就労の両立 既存の保育施設の補完としての幼児保育や、多様な家族構成を考慮したサポートなど	・高齢者の自立した生活 高齢者の参加機会、支援ネットワーク、活動的な共同体の促進。シニア会議、健康促進や介護予防、料理や交流のイベント、デジタルインフラの提供、コンピューターやインターネットのコース等	・若者に適した社会 青少年に魅力的な社会的展望と参加の機会を提供。青少年議会、青少年社会工作、世代間交流、歴史や伝記のワークショップなど	・移民・難民のドイツ社会への統合 近年の大きな課題であり、各自治体で早急に必要とされる言葉や文化の教育などのニーズに対応した支援を実施
・家庭と介護の両立 高齢者の日常的な用事のサポートや、家庭運営をサポートする家事サービスなど	・参加と民主主義の促進 市民が自身のコミュニティや自治体の条件を活動的に形成するための参加を促進。オープンな対話の場、ラウンドテーブル、地区会議など	・就労支援、教育や雇用への橋渡し ニート状態からボランティアを経ての社会保険加入の雇用への展開や、インターンシップや職業訓練の仲介など	・デジタル教育 デジタル化への対応として、デジタルスキルの強化と参加の機会の向上を目指す。最新技術の利用やデジタルメディアの利用トレーニングなど
・市民社会、政治、経済間の協力 市民社会、政治、経済間のパートナーシップの構築への貢献。交流プラットフォーム、オープンハウス、情報提供イベントなど	・環境持続可能性 環境持続可能性向上への貢献。資源の節約かつ持続可能な使用、リベアカフェ、アップサイクリングプロジェクト、交換市場、アーバンゲーディングなど		

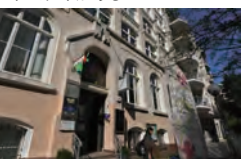
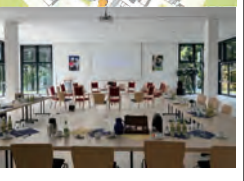
その他の活動分野
多世代の家の活動地域で特定されたニーズに基づいて生じるその他の活動分野。

図5 「多世代の家」の課題と活動分野（翻訳責：根元をもとに山田が編集）

	独立型	枠組み型	枠組み-連携型	柱型	一部型
①付加型（ACSW）		公1 民1	公1 民3	公 民1	公 民3
△④社会型：民間社会活動への付加	公 民1	公 民1	公 民	公 民1	公 民2
③委託型（CHPS）	公1 民5	公 民	公 民1	公 民	公 民1

* 「多世代の家」には一律で補助金があるため、②開付型（POCS）、④社会型（PMSP）には該当しない
* 「公」は公営、「民」は民営

図7 多世代の家の分類と、運営における母体事業等の関係

 独立型 ：施設が全体で多世代の家である	 枠組み型 ：諸機能をもつ施設全体をまとめる枠組みが多世代の家である	 枠組み-連携型 ：枠組み型のうち、諸機能の相互連携を積極的に実施	 柱型 ：施設がもつ諸機能の主要な部分が多世代の家である	 一部型 ：施設がもつ諸機能の一つが多世代の家である
○Leipzig01: Haus Steinstraße (ハウス・シュタインシュトラーセ) 幼児～青少年のアート活動、子育て支援、高齢者のアート&文化活動に特徴のあるMGH ○Leipzig02: Kultur-und Begegnungszentrum Ariowitsch-Haus e.V. (文化と生活センター・アリオヴィツチハウス) ユダヤ・コミュニティ団体によって運営される、ユダヤにルーツ持つ人々の語学支援やユダヤ文化の共有などに特徴のあるMGH ○Frankfurt01: MGH Groß-Zimmern (グロース・ツィンメルン) 子育て支援、子供の活動、高齢者の活動を行うMGH。宗教法人の運営であり地域全体の関係づくりに関心が高い ○Frankfurt03: SchillerHaus (シラーハウス) 駅チカ団地内スーパーの空き建物を寄付によってコミュニティセンターに改修 ●Berlin02: RoBERTO - Begegnungsstätte im Haus der Generationen (愛称ロバート) 元団地内の幼児施設だった建物の改修による(地区が費用を出した)。法人の意向で障害者支援に特徴  ●Berlin03: Nachbarschaftstreff Schillerkiez (シラー界隈の近隣集会所) ベルリンの壁にほど近い、旧西側エリアに位置し、米軍支援で作られた近隣センターをベースに発展した地域活動グループが作った小規模MGH ●Altenkirchen: Mehrgenerationenhaus Mittendrin Altenkirchen (アルテンキルヒェンの真ん中に) まちなか再整備できれいになった歩行者専用道路に面する商店街を利用、教会など周辺施設との日常的なネットワークに特徴 	□Frankfurt02: Stadtteilzentrum Hirschsprung-Breitensee (ヒルシュスプリング・ブライテンゼー地区センター、愛称RaBe) 空港近くの集合住宅地が開発後年数が経って高齢者や移民、生活困窮者の比率が高くなっており、一群の建物を高齢者施設や障害者ケア、保育所、母子支援センターなどに改修し機能複合により地域全体を支える  ▲Hamburg01: Mehrgenerationenhaus Hamburg Altona-FLAKS (ハンブルク・アルトナ地区FLAKS) 当事者活動から始まった女性自身の自立を促す支援センターが後にMGHに参加。周辺地区に移民が多いこともあり、移民の女性支援が近年では比率高い課題。テーマ特化した施設なのでハンブルク全体から利用者が来訪、利用圏域は広い  ■Hamburg02: Mehrgenerationenhaus Nachbarschatz (近隣の宝物) 商店街にもほど近い、緑道に面した街区型住宅地区の一角を占めた5階建て小学校の改修。クリーニング店・保育所・カフェ・助産師オフィス・子供ショートステイがある 	□Dorflinde im Langenfeld (菩提樹の村ランゲンフェルト) 2つの中規模都市の間に位置する荷馬車の駅であった。過疎化が進む集落の再生事業として、村を挙げて村での生活と村の存続に必要な生活施設を多世代の家事業として実施 ●Berlin01: Villa Lützow (ヴィラ・リュッツォー) 児童・青少年支援に使われていた建物の改修による。地区青少年局と連携し、近くの小学校などと連携して青少年や移民へのケアを行う。LGBTサポートに特徴  ■Hamburg04: BARMBEK-BASCH (バルムベック・パッシュ) 児童・ファミリーの精神医療や小児科、ファミリーセンター、高齢者のカルチャー活動施設、図書館、文化と発信事業などを一つ屋根の下にしたケアと文化のハブ  ■Bremen02: Mehrgenerationenhaus Bremen: Schweizer Viertel (多世代の家プレーメン・スイス地区) 高齢者への住宅供給をテーマにした財団が設立した、サービス付き高齢者住宅・多世代住宅・DSを内包する ■Kassel: Heilhaus Kassel (ヒーリングハウス・カッセル) 多世代住宅・助産院・ホスピス・カフェ+集会所施設・保育所が併設され、一街区を成す 	□Kitzingen: Mehrgenerationenhaus St. Elisabeth (セント・エリザベス) 要介護高齢者施設の中庭に面したウィンターガーデン(温室)をオープン・トレフとしたMGH。高齢者と移民の交流による言語教育機会の提供など若年・子育て期の移民支援を実施  ●Düsseldorf03: Der Neue Lindenhof Mehrgenerationenhaus (新しい菩提樹の庭) (運営は充填に近い) 金属加工職人のまちの産業構造の変化と共に疎になった人間関係を結び直す。キリスト教会、イスラム教会、移民支援(語学教育)、アート活動など多彩な活動の場を合築でまとめ上げている  ●Düsseldorf01: SOS Kinderdorf Düsseldorf (SOS子どもの村 デュッセルドルフ) SOS子どもの村の西ドイツにおける集約的拠点と位置づけられている。オープントレフであるカフェや研修室を含む本体建物の他、青少年の家や療育室、子育て支援、安価なリサイクルショップなどが地域内に分散して配置され複合的な機能を担う 	△Nürnberg01: SOS-Kinderdorf Nürnberg Mehrgenerationenhaus Schweinau (SOS子どもの村 MGHシュヴァイナウ) 元市役所分室や行政関係の印刷所であった建物群を改修し、学童保育、青少年保護センター、児童精神外来、発達支援などを併設したMGH ○Nürnberg02: MGH AWOthek Südstadt (アヴォテック スュートシュタット) 労働者団体AWOが運営する、移民就労支援(語学学習、ボランティアとしての就労履歴をつける)、生きがいとしての高齢者の仕事づくりなどを行う ■Hamburg03: Ev.-Luth. Kirchengemeinde in Schiffbek und Öjendorf (シフベクとエーゼンドルフ教区) 経済成長・拡大による住宅地開発の時期に建てられたバウハウス風デザインのモダンな教会の敷地に、幼稚園併設でつくられたMGH。教会の既存の人的ネットワークを生かして活動 ■Bremen01: Haus der Zukunft - Mehrgenerationenhaus (未来の家) 撤退した元企業城下町団地の教会横の敷地に、保育所と並んで建つ成人への社会教育を基にしたMGH。移民受け入れの公式な長期語学プログラムを実施  ▲Düsseldorf02: Mehrgenerationenhaus Mütterzentrum Dortmund (ドルトムントのマザーセンター) 行政の支援を受けながらの民営母子センターが後にMGHに参加。病院敷地内にあった小規模病棟の改修による 

○2023年調査, ●■2024年調査, ○●は②委託型, □■は①付加型およびその亜種 (特定者に対する公共事業としての福祉機能を有する)

詳細参照先一覧

- 1) 下平真由, 山田あすか: ドイツ全土に広がる「多世代の家」の概要と実態調査報告, 日本建築学会 建築計画委員会 施設計画運営委員会 地域施設計画小委員会, 地域施設計画研究 42 (以下略して示す), pp.173-182, 2024.07
- 2) 佐藤栄治, 内田琉奈, 下平真由, 竹澤くるみ, 山田あすか: ドイツ全土に広がる多世代の家の立地特性についての分析, 日本建築学会 地域施設計画研究 42, pp.183-188, 2024.07
- 3) 池上柚月, 山田あすか: ドイツ東部の都市ライブツィヒにおける地域課題と地域特性に根ざす「多世代の家」—教育・文化と子育て、そしてユダヤコミュニティへのケアの場としての多世代の家, 日本建築学会 地域施設計画研究 42, pp.197-206, 2024.07
- 4) 米ケ田里奈, 山田あすか: 地域丸ごと再生の核となった多世代の家「ドルフリンデランゲンフェルト」—ゆかりから墓場までを体現する機能複合を分散ネットワーク型で整備した「多世代の家」, 日本建築学会 地域施設計画研究 42, pp.207-216, 2024.07

2024.07

- 5) 下平真由, 米ケ田里奈, 松原茂樹: 団地再生と分散・分棟の地域拠点の創生とその組織化の面から「多世代の家」が果たす役割 - フランクフルト近郊の3つの「多世代の家」, 日本建築学会 地域施設計画研究 42, pp.189-196, 2024.07
 - 6) 古賀政好, 加藤悠介: 聖エリザベート老人ホーム —老人ホームに暮らすお年寄りや移民の若者やこどもたちが共に過ごす時間をつくる多世代の家, 日本建築学会 地域施設計画研究 42, pp.217-222, 2024.07
 - 7) 村川真紀, 加藤悠介, 小篠隆生: ニュルンベルクの多世代の家 青少年保護と移民への間接的就労支援 —ドイツの多世代の家 SOS-Kinderdorf Nürnberg Mehrgenerationenhaus Schweinau, MGH AWOthek Südstadt —, 日本建築学会 地域施設計画研究 42, pp.223-232, 2024.07
- *2024年調査分(ベルリン, ハンブルク, プレーメン, デュッセルドルフ, アルテンキルヒェン, ドルトムント, カッセル)については、「地域施設計画研究 43 (2025.07) に同時掲載

図6 ドイツの「多世代の家」の事例

業を付加することで多世代の交流の場をつくる付加型（ACSW）や、例えば就労支援や母子支援などのもともとあった民間の社会的活動を多世代化する④社会型⁷が想定されていたと説明できる。これに対して、独立・委託型該当事例は、多世代の家事業があることを知って（既存の活動コミュニティ等を活かしつつ）組織を立ち上げたり、法人等の母体事業と連結していない別事業として活動を始めたもの等が該当する。

5.5 ドイツでの類似事例やコミュニティセンターの位置づけ

1) ドイツにおけるコミュニティ・ハウス

■セツルメント運動との関係 ドイツには、日本における「公民館（社会教育法により全国に設置が義務づけられている）」やその類例であるコミュニティセンターのようなコミュニティ・ハウスは、現在の連邦（ドイツ全土に共通した）制度としては存在しない。フォルカー²²⁾の整理によると、第二次世界大戦後の東西ドイツ時代には、イギリスに端を発するセツルメント運動^{注8)}の流れを汲む「Nachbarschaftsheime（近隣ホーム）」または「Nachbarschaftshäuser（近隣の家）」と呼ばれる施設が、HICOG（アメリカ占領政府の高等弁務官事務所）の再教育プログラムの一環としてアメリカの主要な社会福祉学校の関与により特に（西）ベルリンを中心に、ドイツ北部の各都市に設立された。その運営には宗教団体が関与した、広義のプロテスタント活動であった。

■ Nachbarschaftsheime の影響 ナッハバルシャフツハイムの活動は、全年齢を対象としたグループ教育プログラムを主として、定義において明言はされていないが貧困の原因は社会構造にあるとしたセツルメント思想の流れを受けて「地域社会」に重点を置いていた。また、民主化の促進を目指し、(1) 社会福祉の地位の向上、(2) 学術的な視点による専門職化、(3) 独自の専門職倫理の発展（Cornelis Wieringa, 1962）が特に注目されていた。このため、国際的な専門家が参加を要請され、ドイツ国内における地域のソーシャルワークの質を高め、新しいアプローチの導入につながっていった。結果的に、地域住民のエンパワーメントと社会的包摂の促進、住民相互の支え合いや協力による課題解決に貢献している。今日、Nachbarschaftsheime の名を残す活動拠点のほとんどは旧西ベルリンにある。

■ Neukölln の Nachbarschaftsheim の例 図 6 の事例、独立型—Berlin03: Nachbarschaftstreff Schillerkiez（シラー界隈の近隣集会所）は、歴史的に低所得者層や

移民が多く住む地域であり、ベルリン南部の「壁」に近いという地理的条件からも、特に地域コミュニティのサポートと社会的結束を強化する必要が認識されていた地域で活動する団体が設立・運営している。この事例の運営団体はもともと Nachbarschaftsheim の活動から始まっており、これはアメリカの YWCA の依頼で、Neukölln ノイケルン地区に派遣されたマーガレット・デイ・アントンが設立した。地域住民と直接関わりながらケースワークとスーパーヴィジョンの専門技術を提供し、地域コミュニティのニーズに応じて地元住民に対し教育プログラム、福祉サービス、カルチャー活動などを展開していき、活動団体として定着した。今日においては、地元の福祉担当者や社会サービス提供者のための研修プログラムの場としても機能しており、プロフェッショナルなスキルの向上だけでなく、地域に根ざしたケースワークの実践が促進されている。

2) 「多世代の家」類似事例または事業支援

家族省によれば、多世代の家事業の前提として、ドイツ全土にもともと教会や福祉協会、民間による社会活動組織など、日本の「地域の居場所」類似事例が多数存在している。ただし、これらは必ずしも多世代を対象としていない独自のテーマや対象を利用者に想定しており、すべてが多世代の家の方針とは合致しない。こうした既存の地域の居場所は②開供型（POCS）や④社会型（PMSP）と見なせると考えられ、一部は福祉事業を基盤として①付加型（ACSW）に該当する可能性がある。

多世代の家事業は連邦プログラムであるが、さらに州や市のプログラムとして独自に類例を有する場合がある。多世代の家事業の家族省担当者からの聞き取りによると、例えばラインラント＝プファルツ州の「家族の家（Häuser der Familie）」では、すべての家族のための知り合いと会合の場を提供し、その多くは多世代の家と重複で認可されている。また、ブランデンブルク州の「家族センター（Familienzentren）」では、低所得家族、特に一人親家庭や多子家庭にとってアクセスしやすい相談の場として運営されている。こちら、ほとんどが多世代の家と重複して認可されている。またニーダーザクセン州では、連邦プログラムの一部でない MGH も含め、州内の MGH に対して財政支援を提供している。ヘッセン州にも州独自の家族支援拠点事業支援のプログラムがあり、2024 年度現地調査対象のヒーリングハウス・カッセルもその一つである。

6. まとめ：日本の「地域の居場所」事業とドイツ「多世代の家」の概要把握を通して

本稿では、日本とドイツの「地域の居場所」の整理を行い、全体像を理解するための枠組みを提示した。

日本の「地域の居場所」は、福祉事業や何らかの既存事業が基盤となる、住み開きとしての事例では必ずしも直接的な収益に結びつく必要がなく、安定的な事業運営が期待できる。社会的活動としての交流・居場所事業それ自体で運営ができるビジネスとなっている④社会型（PMSP）は、市場としてのコミュニティケアを実現する意味で制度に縛られない活動が創出される可能性ある類型である。実際に、こうしたコミュニティビジネス事業がつくられることで、それを他の事業の一部に取り込んだり、方法を改変しながらの後続事例が生じるなどの現象が生じている。②開供型（POCS）、④社会型（PMSP）は公的な位置づけを少なくとも費用面では受けておらず活動の持続性が高いとはいえないが当事者性がより高い活動であり、ニーズへの即応力や自由度も高い。③委託型（CHPS）運営とすることは、居場所・交流事業を多様な主体が行いやすくなる点で、ある程度安定的な活動としての拡がりに寄与していると考えられる。空き家・空き室の公共の福祉の用途での利活用の促進にもつながる。

ドイツ「多世代の家」は、もともと活動実態のあった多様な事業を「多世代の交流」というコンセプトのもとに①付加型、②開供型、④社会型をそれぞれの特徴を活かしつつより多くの人に関与する余地のある地域資源としてアップグレードする施策と理解できる。また、多くのボランティアが活躍する場でもあり、ボランティア自身の活動参加満足度も高く活動参加によって社会的交流や自身の生きがいを得られる。あえて“専門家”でないスタッフをおくことで、指導する側-される側のような関係ではなく、利用者自身が自らの心身の健康や成長、ソーシャルな位置づけの獲得にセルフケアとして取り組むことにつながっている。移民に対する語学の講座やシニアの善隣活動などはその典型である。

謝辞 本研究にご協力いただきました皆様に、篤く御礼申し上げます。なお、本研究は、科学研究費補助金（基盤 B）(22H01668)「ケア中心型社会の基盤となる持続的な「共在の場」とケアの関係構築に関する包括的研究（研究代表者：山田あすか）」および東京電機大学総合研究所研究課題 Q23E-03 「付加的空間の開か

れ」を含む、個性化・包摂化・コモンス化による公共機能再編の検討（研究代表者：山田あすか）」の一環として行われました。

注釈

注 1) 社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日施行）第二〇条「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とあり、設置者は市区町村または公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人と限定されている。面積や機能などを規定する「公民館の設置及び運営に関する基準」は平成 10 年 12 月 7 日文科省告示第 160 号、平成 15 年 6 月 6 日文部科学省告示第 112 号「公民館の設置及び運営に関する基準」と改訂されており、今日的指標としてはかねて次の 3 要素が挙げられている（文 9）。

①集会和活用〔集う〕：地域の社会生活の向上に資する集会活動の場。住民の日常生活の相談に応じ、資料を整え、住民を他の諸機関・諸施設に媒介するなど、積極的な活用にする。

②学習と創造〔学ぶ〕：学習活動の場を整え、ゆたかな教材を提供し、教育・文化活動を展開する。住民の継続的な学習活動が各種の学級・講座等によって動機づけ・促進・充実され、個人や小集団による自主的な学習によってそれが深められるよう、教育的な条件を整備する。

③総合と調整〔結ぶ〕：諸団体・諸機関の連絡と調整を図り、住民の組織的な教育活動を通じて正しく力ある世論をもちあげ、地域社会発展の原動力となる。地域社会における課題と総合的に取り組むための基盤となる。

このように、公民館は集まり、学び合い、連携を促進するという役割を有し、その意味で居場所・交流の機能を期待されていると理解できる。同様に、コミュニティセンター（1971 年につくり始められた、自治省（当時、現総務省）を所管とする地域住民センター。文 10）や図書館などもそれぞれの役割に加えてまたはその中核の一部として居場所・交流機能を期待されている。

注 2) 2016 年（平成 28 年）3 月 31 日に成立した改正社会福祉法では、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の向上等に加えて、「地域における公益的な取組を実施する責務」が明記された。社会福祉法人に求められる公益性・非営利性・地域貢献の元でのこの「責務」にあつては、少子高齢化や人口減少を背景として、以下 3 点が条件として設定されている。

①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること：法人が行う福祉事業における入所者や利用者と地域住民等との交流はその事業の一環と位置づけられるため「公益的な取組」とは認められず、地域の＝当該事業利用者でない障害者や高齢者など②要支援者を対象とした交流事業などは適格となる。また地域社会の構成員として当然行うこと（地域の美化・防犯運動や既存の地域イベントへの参加等）は「公益的な取組」とは認められない。

②日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対する福祉サービスであること：なんらかの支援を必要とすると見なされる対象は、要支援や要介護の高齢者、（社会的に孤立しがちである）子育て家族や家庭環境等により十分な学習機会がない児童、障害者など社会生活において何らかの困難を有する者である。提供されるサービス（取組）に関してなんらかの支援を特段必要としない者へのサービスには、「公益的な取組」とは認められない。

③無料又は低額な料金で提供されること：自治体等が費用の補助をしていたり、委託事業として受けているサービスは該当しない。法人が独自に費用の軽減措置（一部または全部を法人の支

出とする等)や、法人が行う福祉事業(介護保険サービス、保育、障害者支援等)における利用者負担の軽減などは適格となる。

※社会福祉法第24条第2項「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」

注3)「地域の居場所」が、ソフト=意味・役割を指す「場」であるのに対して、具体的な空間に運営・使い方の設定をした「場所」を指して「コモンスペース」とした。コモンスペースとは例えば「地域交流室」などと呼ばれる、活動や意味を伴う具体的な場所であり、それが果たす役割や意味が「地域の居場所」である。

注4)文献で紹介され知られた例では、山草二木西園寺、山草二木(B's)行善寺、アンダンチ、まちの保育園、JOCA東北、輪島KABULET、等(以上文献11)、オープンヴィレッジノキシタ、伏見区墨染まちとくらしセンターのごちゃまぜ、あたり前の暮らしサポートセンター、行田協立診療所・ケアセンターさきたま、かがやきキャンプ、ほっちのロッヂ(以上文献12)

注5)ここでの「開く」とは、直接の利益関係がない他者の利用に供するという意味で用いた。施策等の説明でしばしば用いられる「開かれた〜」は、利用者を限定しないこと、情報を開示していること、無料または安価で利用できることなど、それぞれに異なる意味で用いられることがある。

注6)ドイツは連邦国家であるため、連邦全土で統一的な制度運用や補助金付与がなされることは必ずしも一般的ではない。連邦プログラムのほか、州ごとに設置されているプログラムもある。また、EUからの補助金を受けての社会活動も盛んに行われている。

注7)各事例担当者や自治体に共有されており、事業者らも毎年この資料(助成ガイドライン)に示された事項に従って事業報告と継続申請を行う。また、2023年度のベンチマーキング資料を得た。

注8)セトルメント運動: settlementは、植民地、開拓地、移住、定住、居留、小さな共同社会、合意などの意。――活動とは、イギリスのオックスフォード大学およびケンブリッジ大学の教員と学生ら、将来の社会的リーダーとなることが期待される中流階級の人々が貧困地区に「セトルメント・ハウス」と呼ばれる施設を設置して、そこを拠点に貧しい人々と触れ合い生活実態を知る中で課題を把握しその解決方法を探るボランティア活動を行ったもの。中流階級と労働者階級の大きな格差を改善し、リーダーシップのあり方を模索する運動で、1960-1970年代にはその萌芽となるオックスフォード大学の学生らの住み込み型慈善活動が行われていた。最初のセトルメント・ハウスは牧師・社会活動家であるバーネット夫妻によって1884年に設立され、夭折したオックスフォード大学の歴史学者・社会改革者アーノルド・トインビーを記念してトインビー・ホールと命名された。この運動はアメリカに拡がり1886年にはスタントン・コイトがニューヨークにネイバーフット・ギルド(隣人ギルド)を、1889年にはジェーン・アダムスがシカゴにハルハウスを設立した。その後多くのセトルメント・ハウスが英米において短期間につくられ、国際的にも拡がっていった。

参考文献

- 1) 日本建築学会編、まちの居場所 ―ささえる/まもる/そだてる/つなぐ、鹿島出版会、2019
- 2) 小篠隆生、小松尚、「地区の家」と「屋根のある広場」―イタリア発・公共建築のつくりかた、鹿島出版会、2018
- 3) 下平真由、山田あすか、ドイツ全土に広がる「多世代の家」の概要と実態調査報告、日本建築学会 建築計画委員会 施設計画運営委員会 地域施設計画小委員会、地域施設計画研究 42, pp.173-182, 2024.07
- 4) エリック・クリネンバーク著、藤原朝子訳、集まる場所が必要だ―孤立を防ぎ、暮らしを守る「開かれた場」の社会学、英治出版、

2021

- 5) 厚生労働省、「地域共生社会」の実現に向けて、<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000150538.html>, 2017.02 付
- 6) 佐藤栄治、介護サービスの利用実態から見た地域共生コミュニティの拠点創成に関する一考察、2021 年度 日本建築学会大会 研究協議会「福祉からはじまる地域共生コミュニティの場の可能性」資料集, pp.29-32, 2021.09
- 7) 長谷川フジ子、病気があっても健康に! オランダ発「ポジティブヘルス」「正常に戻す」から「適応する能力を支援」へ、JAHMC, pp.14-17, 2020.01
- 8) コミュニティのグループや活動への参加斡旋などで社会的関係をつなぐ。 NHS: National Health Service England (英国の医療保障制度), Social prescribing, <https://www.england.nhs.uk/personalisedcare/social-prescribing/>, 参照 2021.0917
- 9) 国立教育政策研究所, 1 公民館のあるべき姿と今日的指標(抄) 昭和42年7月 全国公民館連合会, <https://www.nier.go.jp/jissen/book/h24/pdf/k_05.pdf>, 参照 2024.12.14
- 10) 建築思潮研究所『建築設計資料 9』建築資料研究社, 1985, p.5-6
- 11) 山田あすか、ケアする建築、鹿島出版会、2024.01
- 12) 2021 年度 日本建築学会大会 研究協議会「福祉からはじまる地域共生コミュニティの場の可能性」資料集, 2021.08
- 13) 下平真由、米ヶ田里奈、山田あすか、行政が主体となる「地域の居場所」に関する研究 ―藤沢市「地域の縁側」に着目して、日本建築学会 地域施設計画研究 41, pp.205-214, 2024.07
- 14) 稲城市、稲城市介護支援ボランティア制度, <<https://www.city.inagi.tokyo.jp/smph/kenko/kaigohoken/kaigosien/index.html>>, 参照 2024.12.16
- 横浜市、横浜シニアボランティアポイント事業, <<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/koreishakaigo/kaigoyobo-kenkoudukuri-ikigai/ikigai-shakaisanka/volunteer.html>>, 参照 2024.12.16
- 15) 澤岡詩野、渡邊大輔、中島民恵子、大上真一、都市高齢者のボランティア活動継続への意向に関する分析 ―よこはまシニアボランティアポイント制度登録者における検討、応用老年学 第11巻第1号, pp.61-70, 2017.08
- 16) 内閣府、2023 年度フォーラムにおける報告より「ヨコハマいきいきポイント」, <<https://www8.cao.go.jp/kourei/koukei/23forum/pdf/yokohama-s3-4.pdf>>, 参照 2024.12.16
- 17) 伊藤大介、齊藤雅茂、A 市における一般介護予防事業としてのボランティアポイント事業の効果 ―高齢者の地域活動への参加と介護予防の観点から、「厚生指標」第69巻第7号, pp.24-30, 2022.07
- 18) 厚生労働省老健局、社会保障審議会 介護保険部会(第83回) 資料、介護人材の確保・介護現場の革新、令和元年10月9日、参照 2024.12.16
- 19) 厚生労働省老健局、ボランティアポイント 制度導入・運用の手引き、令和3年3月, <<https://www.mhlw.go.jp/content/000761589.pdf>>, 参照 2024.12.16
- 20) 厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト、重層的支援体制整備事業について, <<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyoku/>>, 参照 2024.12.16
- 21) ドイツ版厚生労働白書, <<https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Gesundheit/Glossar/gbe.html>>
- 22) Volker Jörn Walpuski, Zwischen Restauration und Inneren Reformen: Cora Baltussens transnational kontextualisiertes Leben und Wirken als Beitrag zur Entwicklung der Supervision in der Bundesrepublik Deutschland in den 1960er Jahren (復興と内部改革の間で~1960年代のドイツ連邦共和国におけるスーパーヴィジョンの発展への貢献としてのコラ・バルトゥッセンの国際的な文脈での生涯と活動~), Juventa Verlag GmbH, 2023.11